

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

- 告示
 - 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(四七七・分権改革推進室)……………1
 - 人事委員会規則
 - 人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)等の一部を改正する規則……………1
 - 人事委員会規則七一八(宿日直手当)の一部を改正する規則……………5

告 示

秋田県告示第四百七十七号
 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十八年秋田県告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、平成十九年九月二十八日から施行する。

平成十九年九月二十八日 秋田県知事 寺 田 典 城

第二第二十六号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
男鹿市、由利本荘市、潟上市、北秋田市、仙北市、町村	平成十九年九月二十八日

第二第二十七号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
市町村(秋田市、横手市及)	平成十九年九月二十八日

(び大館市を除く。)

第二第二十八号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
横手市、大館市	平成十九年九月二十八日

人事委員会規則

人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)等の一部を改正する規則

第一条 規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

(規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正)

第四十二条第三項中「職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)第六条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して」を「当該職員の育児休業をした期間を百分の百の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして」に改める。

(規則七二(給料の調整額)の一部改正)

第二条 規則七二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「あつては、」を「あつては」に、「第二条第二項」を「以下「勤務時間条例」という。」(第二条第三項)に改め、「得た数を」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)(にあつては)その額に勤務時間同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第二項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を、「(短時間勤務職員)の下に、「育児短時間勤務職員等」を加える。

(規則七二(給料の調整額)の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 規則七二(給料の調整額)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「あつては、」を「あつては」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「得た数を」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に勤務時間同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第三項第三号中「第四条第五号」を「第四条第一項第六号」に改め、同号(中)「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

(規則七二三(管理職手当)の一部改正)

第四条 規則七二三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

第三条中「定める額」の下に、「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に職員勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

(規則七二三(管理職手当)の一部を改正する規則の一部改正)

第五条 規則七二三(管理職手当)の一部を改正する規則(平成十九年三月三十日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「が経過措置基準額」の下に、「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に職員勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」を加える。

(規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部改正)

第六条 規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に改める。

第四条の四第二項中「給料月額に乘ずる」を「百分の二十五を超えない範囲内で規則で定める」に改める。

第五条第二項に次の一号を加える。

五 育児休業法第十一条に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をして在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業法第十七条の規定により読み替えられた条例第五項第三項に規定する算出率をいう。第十一条第二項第四号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第六条の五中「第五条の第三項」を「第七条第一項」に改める。

第七条第四号中「第五条の第三項」を「第七条第二項」に改める。

第十一条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

別表第一任期付職員条例第七條第一項の給料表の項中「以上の」を「以上の号給及び任期付職員条例第七條第三項(育児休業条例第十九條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された」に、「三号給の給料月額」を「二号給」に、「一号給の給料月額」を「一号給」に改め、同表任期付職員条例第五條第一項の給料表の項中「以上の」を「以上の号給及び任期付職員条例第五條第四項の規定により決定された」に、「三号給の給料月額」を「二号給」に、「一号給の給料月額」を「一号給」に改める。

第七條 規則七―一(管理職員特別勤務手当)の一部改正
規則七―一(管理職員特別勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号イ中「第七條第三項」の下に「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)第十九條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第八條 規則七―三五(産業教育手当)の一部改正
規則七―三五(産業教育手当)の一部を次のように改正する。

第三條中「について」を「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をして在職している職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし」に改める。

第九條 規則七―三六(通勤手当)の一部改正
規則七―三六(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第八條の三中「第十二條第二項第二号」の下に「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)第十七條又は同条例第二十二條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第九條中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、同条各号を削る。

第十條 規則七―四二(定時制通信教育手当)の一部改正
規則七―四二(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

第三條中「職員」の下に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をして在職している職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))」を、「による定時制通信教育手当の額」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」を加える。

第十一條 規則七―四五(初任給調整手当)の一部改正
規則七―四五(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「掲げる額」の下に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をして在職している職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八條の規定により採用された短時間勤務職員にあつては、その額に同条例第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第二項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額と

し、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

(規則七―四六(特殊勤務手当)の一部改正)

第十二條 規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「第二條第二項」を「第二條第三項」に改める。

(規則七―五〇(農林漁業普及指導手当)の一部改正)
第十三條 規則七―五〇(農林漁業普及指導手当)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「職員で」の下に「法第二十八條の四第一項の規定により採用された職員で地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をして在職している職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))又は「を、常勤のもの」とあるのは「」の下に「法第二十八條の四第一項の規定により採用された職員で地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をして在職している職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))又は「を、」における「及び」その月の」の下に「育児短時間勤務職員等又は」を加える。

(規則七―六二(特地勤務手当等)の一部改正)
第十四條 規則七―六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第三條に次の一項を加える。
4 次の各号に掲げる職員に対する第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)以下「育児休業法」という。)第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をして在職している職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))以外の職員であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの

同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日

において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの
 同項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と現に」とあるのは、「給料の月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第二項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

四 育児休業法第十八条の規定により採用された短時間勤務職員 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところとする。
 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、給与条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給

料及び扶養手当の月額合計額に、」とあるのは、「給料の月額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額に、」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

四 育児休業法第十八条の規定により採用された短時間勤務職員 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（規則七―六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則の一部改正）
 第十五条 規則七―六二（特地勤務手当等）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）の一部を次のように改正する。
 附則第三項中「特地勤務手当基礎額」の下に「（第三条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。
 附則第四項中「得られる額」の下に「（第四条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

（規則七―六四（教職調整額の支給方法等）の一部改正）
 第十六条 規則七―六四（教職調整額の支給方法等）の一部を次のように改正する。
 第二条中「職員」の下に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を、「」による教職調整額」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平

成七年秋田県条例第三号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額）」を加え、「もつて」を「もつて」に改める。
 （規則七―七五（義務教育等教員特別勤務手当）の一部改正）
 第十七条 規則七―七五（義務教育等教員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。
 第四条中「にあつては、」を「にあつては」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、「除して得た数」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に同条第二項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額を加え、」額とする。」を「額」に改める。
 （規則七―九三（短時間勤務職員の給料月額の端数計算）の一部改正）
 第十八条 規則七―九三（短時間勤務職員の給料月額の端数計算）の一部を次のように改正する。
 題名中「短時間勤務職員」の下に「等」を加える。
 「法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第五条の三又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）第九条第二項の」を「次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げる」に改める。
 本則に次の各号を加える。
 一 法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 一般職の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第五条の三又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下「任期付職員条例」という。）第九条第二項九号。以下「任期付職員条例」という。）第九条第二項二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「育児休業条例」という。）第十七条の規定により読み替えられた給与条例第五条第三項、第四項、第六項若しくは第十一項又

は育児休業条例第十九条の規定により読み替えられた任期付職員条例第七條第二項若しくは第三項

三 育児休業法第十八条の規定により採用された短時間勤務職員 育児休業条例第二十二條の規定により読み替えられた給与条例第五條第三項、第四項又は第六項

(規則七一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部改正)

第十九条 規則七一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。

第二条第七号(四中「法律第百十号」の下に「以下「育児休業法」という。」を加え、同条第八号中「第六條」を「第八條」に改め、同条第十号中「切替日」を「施行日」に改める。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業法第十條第一項に規定する育児短時間勤務(次条第一項第四号において「育児短時間勤務」という。)をした職員

第四條第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二條第二項」を「第二條第三項」に改め、「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

(一) 育児短時間勤務又は育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に勤務時間条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(二) (一)に掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額

第二十條 規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第一条の第三項第一号中「八時間」の下に「育児短時間勤務職員(育児休業法第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。))の承認を受けた職員及び育児休業法第十七條の規定による短時間勤務をして

いる職員をいう。以下同じ。)及び」を加え、同項第二号中「月曜日」を「育児短時間勤務職員以外の職員にあつては、月曜日」に改める。

第七條第一項を次のように改める。

条例第十二條第一項第一号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九條の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

一 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員のうち一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間が同一であるものをいう。以下同じ。) 二十日に一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員のうち斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 百六十時間に条例第二條第二項又は第三項の規定に基づき定められた勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、一日当たりの平均勤務時間数(育児短時間勤務職員にあつては条例第二條第二項の規定により定められた一週間当たりの勤務時間数を、短時間勤務職員にあつては条例第二條第三項の規定により定められた四週間を超えない期間における勤務時間数をそれぞれ当該期間におけるその者の条例第三條第二項ただし書の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間数をいう。以下同じ。)を一日として日に換算して得た日数とする。

第七條の第三項第二号中「年次休暇に相当する休暇」を「年次有給休暇」に、「第四項」を「第四項第二号」に改め、「である」を「又は任期付短時間勤務職員(育児休業法第十八條第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)第四條の規定により採用された短時間勤務職員をいう。第四條第二号において同じ。)である」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 条例第十二條第一項第三号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に

次に掲げる日数

(一) 当該年の初日に職員となつた場合 二十日に当該年の前年における年次有給休暇又は年次休暇の残日数(当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日)を加えて得た日数

(二) 当該年の初日後に職員となつた場合 (一)の日数から職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

二 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

第七條の第三項中「年次有給休暇に相当する休暇」を「年次有給休暇」に、「年次有給休暇の日数」を「年次有給休暇の日数」に改める。

第七條の三の次に次の一条を加える。

第七條の四 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときは当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第十二條第一項第一号又は第二号に掲げる日数に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにおいては当該日数から当該年において当該変更の日以前に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に

一 一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)(当該日数が既に付与された日数を下回る場合は既に付与された日数)とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたとき

二 当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにおいて、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにおいては当該日数から当該年において当該変更の日以前に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に

一 育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異に

する者一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率

二 育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

三 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

四 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

第九条第二項中「第七条に規定する一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条に次の一項を加える。

3 一時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間
- 二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる

勤務の形態の育児短時間勤務職員 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

- (一) 育児休業法第十条第一項第一号 四時間
- (二) 育児休業法第十条第一項第二号 五時間
- (三) 育児休業法第十条第一項第三号又は第四号 八時間
- 三 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち斉一型短時間勤務職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

四 不斉一型短時間勤務職員(第二号に掲げる職員のうち不斉一型短時間勤務職員を除く。) 一日当たりの平均勤務時間数(一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

第十二条の表配偶者出産休暇の項及び配偶者の出産に係る子の養育休暇の項中「(短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間)」を削り、同表夏季休暇の項中「五日」の下に「育児短時間勤務職員及び」を加え、同条に次の三項を加える。

2 配偶者出産休暇、配偶者の出産に係る子の養育休暇及び子の看護等休暇(以下「配偶者出産休暇等」という。)の単位は一日又は一時間とする。

3 一日を単位とする配偶者出産休暇等は、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 一時間を単位として使用した配偶者出産休暇等を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 八時間
- 二 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(八時間を超える場合にあつては、八時間とし、一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
- 三 不斉一型短時間勤務職員 八時間

(規則四一五(職員の任用)の一部改正)
第二十一条 規則四一五(職員の任用)の一部を次のように改正する。

第二十六条第八号中「第六条第一項」の下に「又は第十八条第一項」を加える。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第二十条の規定による改正後の規則八一六(以下「改正後の

規則」という。)第十二条第一項の表配偶者出産休暇の項の人事委員会が定める期間(当該期間の初日を除く。)又は同表配偶者の出産に係る子の養育休暇の項に規定する職員の妻が出産する予定の日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間。前の日から出産の日後八週間を経過する日までの期間(当該期間の初日を除く。))にこの規則の施行の日がある職員については、同日前のそれぞれ当該期間に使用した第十九条の規定による改正前の規則八一六第十二条の配偶者出産休暇及び配偶者の出産に係る子の養育休暇並びに同日前に使用した子の看護等休暇をそれぞれ改正後の規則第十二条第一項の配偶者出産休暇及び配偶者の出産に係る子の養育休暇並びに子の看護等休暇とみなして改正後の規則第十二条第二項及び第三項の規定を適用する。

人事委員会規則七一八(宿日直手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年九月二十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七一八(宿日直手当)の一部を改正する規則
規則七一八(宿日直手当)の一部を次のように改正する。
第三条中「の各号」を削り、同条第八号中「砂子沢ダム建設事務所」を「由利地域振興局建設部又は砂子沢ダム建設事務所」に改める。

附則
この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄